

【別紙: 例外要件】

日本国内に被扶養者の住民票がない場合、被扶養者が以下いずれかの要件に該当するか確認いただき、該当する番号を必ず健康保険被扶養者異動届 (㉔) (㉕) の【㉓欄】に記入してください。

※日本に住所を有していても、「医療滞在ビザ」「観光・保養を目的とするロングステイビザ（最長1年）」で来日した外国人の方は扶養認定できません。

※住民票登録がなく①～⑤いずれにも該当しない方は、被扶養者として認められません。

	要件	資格確認書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し等、いずれか1点
②	外国に赴任する被保険者に同行する者 【具体例】 家族帯同ビザが発行されるもの	海外赴任辞令(必須)に加え、査証、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し等、いずれか1点
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 【具体例】 ワーキングホリデー制度を利用して渡航するもの、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限があるもの	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し等、いずれか1点
④	被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの 【具体例】 ・海外赴任中に生まれた被保険者の子供 ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者 ・海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	海外赴任辞令(必須)に加え、出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 【具体例】 留学等の理由で渡航する被扶養者の海外在住中に生まれた子供等	出生や婚姻等を証明する書類等の写し等

※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。